

「定住外国人の子どもの教育等に関する政策」 —社会福祉・ソーシャルワークの視点から—

日本社会事業大学
アジア福祉創造センター特任准教授
山口 幸夫

日本の国際化

2

- **在住外国人 外国人登録 全国 220万人 日本総人口の1.74%**
 - 東京都(40万人) 出典:2008 法務省入国管理局外国人登録者統計
- **国際結婚:推移20組に1組 年間婚姻 70万組719822 の40272組 2007**
 - 1970 0.54%であったが 1980年代から急増2005から5-6%
 - 東京8.4% 12組に1組
 - 出典:厚生労働省平成19年人口動態統計調査
- **外国系(国際結婚と外国人夫婦)の出生児割合2.9%:34人に1人。**
 - 国際結婚の出生児割合は1.87%:53人に1人
 - 外国系出生児 東京都19人に1人、東京都区部15人に1人となる。
 - 出典:多民族文化社会における母子の健康に関する研究 分担研究報告書 在日外国人の人口統計・母子保健統計に関する研究 2002
- **無国籍オーバーステイの子ども**
 - **日本における無国籍状態の子どもは、2万人以上と推定 2002**
 - オーバーステイ女性人口1993年から2002年10万人代で推移から推測。(近年5万人に半減)
 - 平成14年度厚生科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業「多民族文化社会における母子の健康に関する研究」分担研究報告書 日本における無国籍状態にある子どもの実態と国際人権法 季節子等

多民族文化社会における子ども家庭

3

- 日本社会は急激に「多民族文化社会」になる中、夫婦が外国人および国際結婚した外国人にとって出身国の文化やコミュニティを尊重しつつ、日本社会の中でどのように子育てをし、教育を保障するか、ということが大きな課題となっている。
 - 平成15年度厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業「多民族文化社会における母子の健康に関する研究」分担研究報告書 外国人の子どもの教育環境に関する実態調査 一岐阜県可児市をパイロット地域とした行政・民間団体・研究者による協働研究 小島 祥美等、

子どもの貧困

4

- 日本はOECD30カ国で子どもの貧困率とくに一人親家庭は最悪で
 - 2007年の低所得者の占める割合を示す「貧困率」について15.7%
 - 1人親家庭の子ども(18歳未満)の貧困率は58%と、圧倒的に高かった。
 - 1人親家庭を含む18歳未満の子どもの貧困率は14.2%(07年)
 - @1
- 就学援助対象者(要援護者、準要援護者)
 - 経済的理由により就学困 学用品代や修学旅行費などの就学援助の対象となった小中学校の児童生徒数144万人
 - 公立校の児童生徒数に占める割合は全国平均で14%。7人に1人の小中学生
 - 2008年度

子どもの教育貧困

5

- 2005年の日本の教育機関に対する公財政支出の対GDP比は前年と比較して0.1パーセント低下2.6%。順位も、OECD加盟国の28か国中28位に低下。
- 教育機関に対する支出の対GDP比初等中等教育段階の公財政支出はOECD加盟国は29か国中27位
- 教育機関に対する教育支出の公私負担割合のうち、初等中等教育における私費負担割合はOECD平均と同程度
- 就学前と高校における私費負担割合はOECD平均から突出して高い
 - 親や本人の自己責任でサービスを購入しなければならない幼稚園、高校、大学、
 - 2@出典

子どもの貧困

6

- 1@出典:子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率の公表について平成21年11月13日大臣官房統計情報部国民生活基礎調査室<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000002icn.html>
- OECD30カ国で貧困率の国際比較(2000年代半ば)日本 子どもの貧困率は13.9%19位 一人親家庭では58.7%30位で最低
- 就学前教育私費負担割合55.7パーセントOECD平均19.8パーセント 家計負担38.4パーセント
- 高等教育私費負担割合66.3パーセント OECD平均26.9パーセント 家計負担53.4パーセント
 - 2@出典:『図表でみる教育 OECDインディケータ(2008年版)』(Education at a Glance)の概要について文科省生涯学習政策局調査企画課 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/08092602.htm
 - OECDによる定義は等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値)が、全国民の等価可処分所得の中央値(228万円)の半分に満たない国民の割合の事。
 - 単身者では手取り所得が114万円、2人世帯では161万円、3人世帯では198万円、4人世帯では228万円に相当する。

日本の教育近代化 国民皆学

7

- 1900年には市町村立小学校教育費国庫補助法公布され、
 - 義務教育費に対する国庫補助制度が整えられ、四年制で単一な内容から成り無償制を原則とする義務教育制度がここに確立するに至った。
- 1909年には98%台に達した。「国民皆学」が一応の達成を見た。
 - 1902年に男女平均の就学率が初めて九〇%を超え、1907年(明治40年)に義務教育が6年間に延長され女子の就学の急速な上昇
 - 文部省1992 学制百二十年史
- 憲法は教育の機会均等と義務教育の無償を宣言
- 1947年学制改革により9年間(小学校6年間・中学校3年間)の無償教育、義務教育制度が施行
 - 義務教育の就学率は年限延長にかかわらず、小学校99.7%、中学校99.5%、高等学校進学者は卒業者の上級学校進学者は45.8%うち高校進学が41.8%をしめた。
 - 教育白書1953
- 高等学校への進学率は1950年代の50%台から1980年は94%強
- 大学・短期大学への進学率は1950年代までの20%未満から1980年は37%強
 - 教育白書1980

日本の教育近代化

8

- 中学・高校の整備、集団就職制度
 - 労働力の地域間産業間の移動 高度成長期
- 農家出身の新規学卒就職者のうち雇用者になった者
 - 1950年代の後半には8割5分程度70年代には9割強
 - 雇用労働力の供給源となった。都市自営業者、中小企業の技能工
 - 労働経済白書1973
- 官庁内・企業内人材育成 終身雇用制度
- 学部新卒を企業内育成 長期雇用システム 流動性が低い
- 変化する社会に対応しにくい
- 大学・大学院拡充化政策
 - 高等教育機関 日本の公財政支出の対GDP比はOECD加盟国の28か国中28位に低下 2@出典
 - 学位取得後の進路就職施策が不十分
- EPA(経済連携協定)
 - インドネシア・フィリピン看護師、日本語を含む養成システムがない。

教育における多文化の包摂

9

- 特別なニーズに対応した教育 施策制度と専門職が不十分
 - 特別な支援 OECD カテゴリーA障害 カテゴリーC移民
 - 外国人
 - 公的学校に外国人約7万5千人
 - 日本語指導が必要な外国人児童生徒数約2万9千人
 - 平成20年9月現在
 - 障害:特別支援 通級 発達障害 肢体不自由 療育 5万人
 - 特別支援教育支援員の配置 「個別の指導計画」
- 異なる文化的背景を持つ子どもに対する児童相談所やSSW対応は強化が必要。
 - 文化的背景・貧困等複合した問題
 - 参考:児童相談所におけるカルチュラル・コンピテンスに関する研究(主任研究者高橋重宏)日本子ども家庭総合研究所紀要 45 pp.3~36 2008年度

外国人散住地域の問題

10

- 国際結婚等で地域に散住するマイリテイ
 - 孤立して地域の公立学校に子どもを就学
 - 海外でそだった子の呼び寄せ編入も多くなってきた。
- K市:人口7.4万、外国人登録1000人[1.4%])
 - 14の小中学校に40名程度の外国につながる子どもが在籍しているが、いずれの学校も5人未満の在籍
 - 子どもたちの日本語学習や進路指導に対する加配が困難
 - 全国1800自治体のほとんどは散住地域
- 散住地域の対策
- 日本語指導員の報酬は自治体の一般財源であり負担
- 国庫補助制度

国際結婚をした母子

11

- 日本人の父親がいても学校のことは母親に任せてしまう傾向がある。
- 離婚してひとり親・母子家庭になりまた貧困となった場合はもっと深刻
- 仕事の忙しさ貧困などから、子どもの教育に時間やお金を十分かけることが出来ない。
- 「持ち物をそろえられない」「宿題をみることができない」「教材等の支払いが滞る」「行事に参加できない」「子どもの生活面の指導に非協力的と教師から思われる」といったことに拍車がかかる。
- 日本で育った(多くは日本国籍をもつ)日本語が分かる子ども
 - 「持ち物がそろわない」「宿題をしてこない」「授業が分からない」
- 海外で育てて呼び寄せた子どもは
 - 日本語が分からない。「授業が分からない」「持ち物がそろわない」「宿題をしてこない」「1週間に1コマしか外国語や学習支援員はこない」「不登校になる」「高校に進学できない」

参考：人身売買

12

- 80年代から顕著となった東南アジア等から日本への人身売買は送り出す側と受け入れる側といった単純な図式を越えた次のステージに入った。
 - 人身売買の受け入れ国であった日本の中で、人身売買の被害者の子どもや孫といった第二世代、第三世代の一部が性的搾取の対象となってしまう高いリスクにさらされている。
 - 子どもが適切な教育を受ける機会から排除され搾取・貧困の連鎖が国内で起きつつある。
 - 子どもへの支援を充実させるために地域での堅実な実践
 - 国際間・国内間での国際機関・政府・自治体・NGO連携が重要。
 - 国際開発予算の国内への投入も必要。

教育を含む社会システムの再構築

13

- 外国籍等児童生徒の教育は教育政策全体の転換が必要
 - 公的教育など国家・社会の存立基盤の再建
 - 子どもの貧困と格差の連鎖を防止する
 - ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)等への効果的な支援
 - 親が家族責任と仕事を両立

- 横 社会全体の連携の強化
 - 閉鎖的になりがちな学校外からの支援と連携
 - 社会全体で子育てを支える
 - 人づくり、まちづくりを通じて家庭や地域の子育て支援機能を強化する。

 - 参考:教育振興基本計画

教育を含む社会システムの再構築

14

- 縦 生涯学習社会
 - 幼児教育と保育の総合的な検討
 - 幼児教育の無償化や保育制度 プレスクール実施マニュアル
 - JSLを含む多文化対応の教育システム構築 学年相当の学習言語
 - 学齢の柔軟な対応
 - 夜間中学増設と学齢超過の子の受け入
 - キャリア・就学・生活・就業ガイダンスの充実 資金・学習支援
 - 高校入試制度の特別枠制度の設置
 - 高校全入 義務教育年限を延長かそれに準じた措置
 - 大学進学への支援
 - 労働者の国家間移動や資格相互認証 大学教育の国際的相互認証
 - 優秀な若手研究者育成フェローシップ等・宿舍整備

 - 参考:教育振興基本計画

指導員・バイリンガル教員

15

- 社会福祉・ソーシャルワークの仕組み連携の理解
 - バイリンガル教員
 - 日本語と母語の双方の言語に堪能で、日本、もしくはブラジル等の教員免許を持つ人材
 - 日本語指導助手
 - 日本語と子どもたちの母語に堪能な人材を、指導支援、通訳、保護者への通知の翻訳
 - 学習・生活適応指導員
 - 日本語の取得状況に応じた学習支援・生徒および保護者への教育相談
 - 日本語指導員
 - 日本語の使用に困難を有する児童への日本語指導

スクールソーシャルワーカーSSW

16

- スクールソーシャルワーカーSSWは学校をベースに、子どもの最善の利益、福祉の価値の元にソーシャルワークを展開する。
- 生活の視点で子どもに関わるすべての背景や状況を視野に入れて判断し、必要に応じて関係機関と調整・連携を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図る。
- 家庭訪問や関係機関との連絡等に教員と協力体制をとって動く。
- 多文化を理解する能力の向上が必要。

地域のNPO 相談員

17

- NPOやボランティア、ソーシャルワーカー、学校との連携による地域をあげた外国人の子どもを含む次世代育成のための支援体制の構築。外国人の子どもをふくんだ放課後の居場所づくりが必要だと思っています。
- 地域の国際交流協会など子どもの日本語学習支援と生活支援
 - 多くのNGOが文化交流事業というより社会福祉的事業ソーシャルワークである生活学習支援(小中学校生への学習や生活相談から家族の保育園への入園、就学前研修、高校進学、住宅などなど、また母親の離婚、DV、就業、)
 - 高校進学の補助金申請、学習支援、教師と親と多文化にはふなれな相談員との間を調整。生活保護ケースワーカーと受給者相談への同行支援。保育園、幼稚園、学校転入、学校校長の担任との面談への同行支援。子どもの家出、DV避難支援、塾やフリースクールのマッチング。子の認知・国籍取得、病院マッチング、医療費割賦のお願い、病院への同行、被害者の警察での通訳、同行支援。

多文化を理解する能力の向上 (cultural competence)

18

- 多文化を理解する能力(cultural competence)向上
 - 児童相談所・SSWIによっては文化的な背景の異なった家庭への相談等に数多く直面していないという現状もあり、カルチュラル・コンピテンスの担保そのものの必要性が認知されていない現状がある。
 - 機関レベルでの対応が考えられると共に、自分自身が持つ多文化に関する感覚を自己覚知することや、多様な文化、その風俗・習慣や対応の留意点について研修が行われる必要がある。
 - カルチュラル・コンピテンス:個人の文化や文化的集団における差異に配慮してソーシャルワークサービスを提供できる能力
- 倫理スケール開発
 - 子ども家庭福祉における倫理スケール等を開発し、社会的なコンセンサスを得ていく
 - 日本におけるエスニシティの研究
 - エスニシティ:「ひとつの共通な文化を意識的にわかち合い、何よりもまずその出自によって定義される社会集団」
 - 出典:『アメリカ民族文化の研究——エスニシティとアイデンティティ』綾部 恒雄 編 19820920 弘文堂
 - エスニック・グループは、既成の民族集団だけでなく、一定の社会・文化的条件のなかで、再生産した複合・変容していくグループ。複数の民族的バックグラウンドを持つ多文化家族を含む理解。
- 子どもの権利や子ども家庭福祉に精通した、その文化自体にネイティブな文化的コーディネーター等の配置がのぞましい。

子どもと家族を含めた生涯包括支援

19

- 次世代育成 教育と福祉を包括した組織や支援制度
- スペシフィックなソーシャルワーカー: 専門別・分野ソーシャルワークは幼児・就学児童といった年齢や制度別対応の子どもの各ステージで短期的に子ども家庭に関わる
- ワンストップの子ども家庭への包括的ソーシャルワーク
 - 母子支援員が対応しているケース
- 子どもと家庭に長期的に寄り添って生涯ライフプランを支援する部分が脆弱
 - 専門職の連携 教員 SSW 指導員 地域、NGOとの連携
 - 特に外国系母子家庭については母親が日本の教育・社会制度を良く理解していない
 - 子どもの就学前・義務教育・高校・大学進学・就業と行った生活設計を支援
 - 親の・就労・生活・居住支援

20

Thank You

日本社会事業大学社会事業研究所
アジア福祉創造センター

<http://www.jcsw.ac.jp/kenkyu/index.html>

山口 幸夫

Yukio YAMAGUCHI, Dr. Eng.

yyamaguchi@jcsw.ac.jp

Tel: 042-496-3056

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30